

第21回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：令和元年6月26日（水）
午後2時から
場所：京都市役所 分庁舎
第1・第2会議室

次 第

1 開 会（局長挨拶）

2 議事等

- (1) 委員長の選出 P1（資料1）
- (2) 委員長職務代理者の指名 P1（資料1）
- (3) 報告事項
 - 奨学金等返還事務の取組状況について P3（資料2）
- (4) その他

（添付資料）

- ・ 委員長の選任等について（資料1）
- ・ 奨学金等返還事務の取組状況（平成31年3月末日現在）（資料2）

（参考資料）

- ・ 第20回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項
- ・ 第20回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録

委員長の選任等について

1 委員長の選任について

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により委員長を選任する。

2 委員長職務代理者の指名について

規則第4条第4項の規定に基づき、委員長が、その職務を代理する委員を指名する。

(参考1) 委員名簿

(敬称略・50音順)

委 員 名	役 職 等
木田 稔 <small>きだ みのる</small>	公認会計士・税理士
玉置 すみゑ <small>たまおき すみゑ</small>	人権擁護委員
松尾 美幸 <small>まつお みゆき</small>	弁護士
宮川 孝広 <small>みやかわ たかひろ</small>	弁護士

(参考2) 関係規定（委員会関係）

1 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例（抄）

(債務の取扱い)

第3条（前略）

4 市長は、毎年1回、前3項の規定による債務の取扱いに関する措置の内容を次条に規定する委員会に報告しなければならない。この場合において、当該委員会は、当該報告に係る事項について、市長に対し、意見を述べることができる。

(奨学金等返還事務監理委員会)

第4条 前条第4項の規定により報告を受け、意見を述べるとともに、債務の取扱いに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、京都市奨学金等返還事務監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

2 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（抄）

(委員会の委員長)

第4条 京都市奨学金等返還事務監理委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化市民局において行う。

(委員会の補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

奨学金等返還事務の取組状況（平成31年3月末日現在）

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）

区分	借受者 ①	返還手続の状況（①の内訳）					
		返還猶予 ②	返還免除 ③	返還請求 ④	返還請求の状況（④の内訳）		
					返還済 (注1)	未返還	
					滞納 (注2)(注3)	滞納なし	
人数	1,404	0	1,204	200	88	1	111
構成比	100.0%	0%	85.8%	14.2%	6.2%	0.1%	7.9%
返還請求分				100.0%	44.0%	0.5%	55.5%

注1 「返還済」とは、奨学金の全額を返還した者及び平成30返還年度分（納期は平成30年10月1日～令和元年9月30日）までを完納している者である。

注2 滞納者（1人）は、平成29返還年度分から新たに滞納となった者である。「滞納」には、現在、免除の適用を受けている者で、過去の滞納分について分納誓約により返還手続中の者（2人）を含んでいないため、実際の滞納者総数はこれらを合わせた3人である。

注3 滞納者（1人）に係る取組状況（内訳）

- ・ 分納誓約 …… 1人
- ・ 返還協議未了 …… 0人

(2) 督促・催告の実施状況

督促・催告の対象となる平成30年9月末日時点での滞納者は16人（新規16人，継続0人）であり，それぞれについての督促等の実施状況は以下のとおりである。

ア 新規滞納分

平成30年9月末日の履行期限が経過し，新たに滞納となった平成29返還年度分の滞納者（平成30年9月末日時点で16人）に対して，督促の発行日までに返還手続を行った者（滞納金完納13人，分納誓約1人）を除き，次のとおり督促等を実施した。

【督促・催告の実施状況】（平成31年3月末日現在）

発行日付	滞納者	督促	催告	督促等後の返還手続
12月1日	2	2	0	2

【督促・催告後の返還手続の内訳】（平成31年3月末日現在）

督促・催告発行日	手続済人数	内訳			
		滞納金完納	分納誓約	免除	猶予
12月1日	2	2	0	0	0

イ 継続滞納分

平成28返還年度以前からの滞納者は全て返還手続済みのため，催告は実施しなかった。

(3) 今後の裁判手続対象者の見込み

平成31年3月末日時点で、当面、裁判手続対象者となる滞納者はいない見込みである。

(平成31年3月末日現在)

返還年度 区分	令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	合計
滞納額50万円以上	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
消滅時効	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)

- 注1 滞納額50万円以上の人数については、現在の滞納状況を踏まえた見込みである。
 2 上記表中の()内は、裁判で争うことを検討している借受者の人数である。

(4) 平成30返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況(件数ベース)

返還年度	対応件数 (注)	返還猶予	返還免除	返還請求	返還請求	
					収入	未収入
30	1,674件 (100.0%)	0件 (0.0%)	1,481件 (88.5%)	193件 (11.5%) [100.0%]	51件 (3.0%) [26.4%]	142件 (8.5%) [73.6%]
	123,550千円 (100.0%)	0千円 (0.0%)	110,902千円 (89.8%)	12,648千円 (10.2%) [100.0%]	6,256千円 (5.0%) [49.5%]	6,392千円 (5.2%) [50.5%]

(注) 平成30返還年度分について、返還猶予・返還免除・返還請求のいずれかを行う必要がある件数及びその対象額である。

平成29返還年度以前に、完納となった者及び全部免除となった者については、平成30返還年度分について対応が不要であるため、件数には計上されない(これに対し(1)の人数ベース表では、これらの者についても含む数字となっている)。

【返還免除の内訳】

- 死亡のため 0件
- 障害のため 0件
- 所得が基準以下のため 1,481件

【履行期限の延長の状況】・・・上記「返還請求193件」の内数

- 所得が基準以下のため 48件 (37人)
- その他特別な事情等 0件

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況(平成30年度決定分)

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権については、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例(以下「条例」という。)第3条第1項の規定に基づき返還免除をしており、その決定は、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに行っている。

また、死亡した借受者については、判明した時点で、条例第3条第2項第1号の規定に基づき、死亡者免除として返還残額の全額を一括免除している。

(1) 免除決定対象額(総額) 1,834,035,630円

(2) 平成30年度免除決定額 78,938,725円

ア 条例第3条第1項に基づく免除(期限到来による一律免除)

返還対象年度	件数(件)	免除額(円)	免除決定日
29	959	78,938,725	平成31年3月20日
(参考)累計	22,098	1,678,813,030	

イ 条例第3条第2項第1号に基づく免除(死亡による免除)

返還対象年度	件数(件)	免除額(円)	免除決定日
該当なし	-	-	-
(参考)累計	5	1,918,500	

(3) 免除決定額(総額) 1,680,731,530円

(参考1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況 (平成31年3月末日現在)

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況

返還年度	対応件数	返還猶予	返還免除	返還請求	収入	未収入
19・20	3,626 件 (100.0%)	535 件 (14.7%)	2,892 件 (79.8%)	199 件 (5.5%) [100.0%]	199 件 (5.5%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	249,336 千円 (100.0%)	29,010 千円 (11.7%)	207,570 千円 (83.2%)	12,756 千円 (5.1%) [100.0%]	12,756 千円 (5.1%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
21	1,708 件 (100.0%)	207 件 (12.0%)	1,337 件 (78.3%)	167 件 (9.7%) [100.0%]	167 件 (9.7%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	136,593 千円 (100.0%)	11,274 千円 (8.3%)	109,416 千円 (80.1%)	15,903 千円 (11.6%) [100.0%]	15,903 千円 (11.6%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
22	1,725 件 (100.0%)	124 件 (7.2%)	1,470 件 (85.2%)	131 件 (7.6%) [100.0%]	131 件 (7.6%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	132,742 千円 (100.0%)	6,459 千円 (4.9%)	114,386 千円 (86.2%)	11,897 千円 (8.9%) [100.0%]	11,897 千円 (8.9%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
23	1,721 件 (100.0%)	71 件 (4.1%)	1,537 件 (89.3%)	113 件 (6.6%) [100.0%]	113 件 (6.6%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	128,901 千円 (100.0%)	3,955 千円 (3.1%)	117,424 千円 (91.1%)	7,522 千円 (5.8%) [100.0%]	7,522 千円 (5.8%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
24	1,719 件 (100.0%)	38 件 (2.2%)	1,573 件 (91.5%)	108 件 (6.3%) [100.0%]	105 件 (6.0%) [95.4%]	3 件 (0.3%) [4.6%]
	128,423 千円 (100.0%)	1,930 千円 (1.5%)	119,432 千円 (93.0%)	7,061 千円 (5.5%) [100.0%]	6,972 千円 (5.4%) [98.7%]	89 千円 (0.1%) [1.3%]
25	1,718 件 (100.0%)	24 件 (1.4%)	1,588 件 (92.4%)	106 件 (6.2%) [100.0%]	103 件 (6.0%) [97.2%]	3 件 (0.2%) [2.3%]
	128,980 千円 (100.0%)	1,195 千円 (0.9%)	120,633 千円 (93.6%)	7,102 千円 (5.5%) [100.0%]	6,994 千円 (5.4%) [98.5%]	103 千円 (0.1%) [1.5%]
26	1,711 件 (100.0%)	17 件 (1.0%)	1,447 件 (84.6%)	247 件 (14.4%) [100.0%]	246 件 (14.3%) [99.2%]	1 件 (0.1%) [0.3%]
	131,423 千円 (100.0%)	825 千円 (0.6%)	111,594 千円 (84.9%)	19,009 千円 (14.5%) [100.0%]	18,991 千円 (14.4%) [99.9%]	18 千円 (0.1%) [0.1%]
27	1,702 件 (100.0%)	5 件 (0.3%)	1,459 件 (85.7%)	238 件 (14.0%) [100.0%]	238 件 (14.0%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	136,123 千円 (100.0%)	306 千円 (0.2%)	109,374 千円 (80.4%)	26,443 千円 (19.4%) [100.0%]	26,443 千円 (19.4%) [100.0%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]
28	1,639 件 (100.0%)	2 件 (0.1%)	1,479 件 (87.6%)	208 件 (12.3%) [100.0%]	208 件 (12.3%) [100.0%]	0 件 (0.0%) [0.0%]
	125,937 千円 (100.0%)	190 千円 (0.2%)	111,157 千円 (88.2%)	14,640 千円 (11.6%) [100.0%]	14,640 千円 (11.5%) [99.8%]	0 千円 (0.0%) [0.0%]

29	1,682 件 (100.0%)	0 件 (0.0%)	1,478 件 (87.9%)	204 件 (12.1%) [100.0%]	202 件 (12.0%) [99.9%]	2 件 (0.1%) [0.1%]
	125,823 千円 (100.0%)	0 千円 (0.0%)	110,732 千円 (88.2%)	15,091 千円 (12.0%) [100.0%]	15,077 千円 (11.9%) [99.9%]	14 千円 (0.1%) [0.1%]

注1 「対応件数」については、高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ1件、平成19・20返還年度分をそれぞれ1件としてカウントしている。

2 平成19・20返還年度分については、平成15年以前貸与分と平成16年度以降貸与分を分けて、それぞれ1件としてカウントしている。

3 平成16年度以降貸与分等の返還免除の件数及び金額には、平成15年度以前貸与分で制度見直し前に国制度により初回免除したものが含まれている。

4 平成21返還年度分には、障害により返還残額の4分の3を免除し、4分の1を返還としているものが2件、所得基準以下の収入により貸与総額の20分の5を免除し、残額を一括返済としたものが1件あり、これらについては、返還猶予及び返還請求、返還免除及び返還請求に1件ずつ計上しているため、返還猶予、返還免除及び返還請求の合計件数は要対応件数より3件多くなっている。

5 金額及び構成比については、合計との整合性を取るため、一部四捨五入して表記している。

【返還猶予の事由別内訳】

(単位：件)

返還年度	在学中	所在不明 (注1)	収入の 大幅な減少	特別な事情	長期不在 (注2)	制度の変更に係る 経過措置
19・20	337	28	0	99	0	71
21	133	14	14	46	0	-
22	73	14	4	33	0	-
23	28	8	5	29	1	-
24	13	5	1	19	0	-
25	3	5	2	14	0	-
26	3	0	2	12	0	-
27	4	0	1	0	0	-
28	2	0	0	0	0	-
29	0	0	0	0	0	-

注1 「所在不明」とは、制度改正時は所在不明であったが、所在判明後、返還未手続となっていた年度を猶予決定したものである。

2 「長期不在」とは、海外転出による長期不在のため、猶予決定をしたものである。

【返還免除の事由別内訳】

(単位：件)

返還年度	死亡	障害	所得が 基準以下	所在不明	制度の変更に係る 経過措置
19・20	1	1	346	2	2,542
21	0	5	1,331	1	-
22	1	0	1,468	1	-
23	0	0	1,536	1	-
24	0	0	1,572	1	-

25	0	0	1,587	1	-
26	4	2	1,440	1	-
27	0	0	1,458	1	-
28	1	0	1,477	1	-
29	0	0	1,478	1	-

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

(1) 条例第3条第1項の規定に基づく免除

返還年度	件数 (件)	免除額 (円)	免 除 決 定 日
19	2,815	205,459,504	平成21年3月26日等(注)
20	2,774	201,117,636	平成22年3月31日等(注)
21	2,699	196,960,711	平成23年3月31日
22	2,512	188,226,687	平成24年3月27日
23	2,283	174,302,092	平成25年3月29日
24	2,040	157,861,125	平成26年3月26日
25	1,817	142,282,625	平成27年3月26日
26	1,611	126,392,725	平成28年3月31日
27	1,417	112,918,275	平成29年3月30日
28	1,171	94,352,925	平成30年3月26日
29	959	78,938,725	平成31年3月20日
合 計	22,098	1,678,813,030	

注 免除決定については、債権総額の精査の結果、追加して行ったものがある。

(2) 条例第3条第2項第1号の規定に基づく免除 (死亡による免除)

(処理日ごとに記載)

返還対象年度	件数 (件)	免除額 (円)	免 除 決 定 日
23～25	2	235,800	平成24年3月30日
23～25	1	56,700	平成25年3月29日
24～29	1	1,188,000	平成25年10月28日
25～34	1	438,000	平成27年3月26日
合 計	5	1,918,500	

(参考2) 奨学金返還手続きに係る当面のスケジュール (平成31年4月～令和2年6月)

- (1) 督促…新規滞納者に対して、履行期限経過後 (各年10月1日) から3箇月後に実施 (平成30返還年度分新規滞納者については、令和元年12月に実施予定) している。
 - (2) 催告…督促状の指定期限後約1年間掛けて4回程度、催告を実施 (平成30返還年度分新規滞納者については、令和2年3月に催告①を実施し、以降3箇月ごとに実施予定) している。
 - (3) 特別催告…4回目の催告を行っても、返還手続きに応じてもらえない場合は、年2回 (6月と12月) 程度、特別催告を実施している。
 - (4) 法的措置…滞納金額の合計が50万円を超える者で、かつ、裁判で争う意思を示している者に対しては、最終催告を実施しても返還手続きに応じてもらえない場合に、監理委員会の意見聴取、法的措置通知書の送付、議会の議決を経て、訴訟を提起することとしている。
- ※ 今年度は、履行期限の到来後に滞納金額が50万円を超える見込みの者がいないため、訴訟提起に向けた意見聴取を予定していない。

【令和元年度以降の督促・催告の実施予定】

【法的措置の流れ】

	平成28返還年度分		平成29返還年度分	平成30返還年度分	滞納額が50万円を超えた者 (裁判手続対象者)
			うち、29年度返還分から滞納の者	うち、30年度返還分から滞納の者	
(履行期限)	平成29年9月30日		平成30年9月30日	令和元年9月30日	各返還年度末
平成31年4月					特別催告① (注1)
令和元年5月					
6月	特別催告①		催告②		
7月					
8月				免除申請締切 (9月末日) のお知らせ	
9月			催告③	【履行期限到来】	特別催告② (注1)
10月					
11月					最終催告 (注2)
12月	特別催告②		催告④	督促	法的措置通知書の送付 (注2)
令和2年1月					
2月					
3月				催告①	議会の議決 (注2)
4月					訴訟提起 (注2)
5月					
6月	特別催告③		特別催告①	催告②	

- (注1) 例えば、平成30年度返還分までの滞納総額が50万円を超えると見込まれる者については、平成31年4月に特別催告①を実施したうえ、連絡対象者に対して本人への説明を依頼する。その際、応じられない場合は、おおむね3箇月経過後の7月以降に借受者本人への説明を行い、特別催告②の本人送付の要否を確認したうえで、特別催告②を実施する。
- (注2) 当該年度において訴訟の提起・調停の申立てを行う場合に必要の手続である。

(参考3) 平成26返還年度に免除決定を受けた借受者に係る奨学金等の返還手続の状況について

平成26返還年度に返還免除となった借受者(注)については、平成30返還年度をもって免除期間の5年が経過することから、令和元年度以降の返還分について、改めて返還手続(申請を受けて免除の適否を判定し、非適用者に返還を求める手続)を行ってもらう必要があります。

この度、上記の借受者を対象に、返還免除申請など返還手続の内容を記載した「返還免除制度の御案内」を配布し、返還手続の相談等の業務を開始しましたので、次のとおり報告します。

(注) 奨学金制度の見直し(平成20年12月)後の返還手続を開始した平成21返還年度に、約1,000人の借受者が手続を行い、5年間の返還免除の決定を受けたことから、免除期間が経過した平成26返還年度に、当該借受者が再度手続を行い、その大半が返還免除の決定を受けている。

1 手続の対象者(平成31年3月末日時点)

借受件数：1,075件

借受者数：905人

2 実施体制

借受者等との面談等を担当する事業推進担当は、6人体制(課長級1人、係長級2人、係員3人。注)とし、ペアを組んできめ細かく対応している。

(注) 令和元年9月末まで。同年10月以降は5人体制とする予定。

3 免除案内の発送状況

6月6日と13日に連絡対象者宛てに親展で郵送した。また、これまでの経過等から面談等を必要とする方に対しては、直接手交した。

4 借受者への対応

借受者等からの問合せ等に対しては、できる限り希望に応じて面談等を実施している(夜間も含め、自宅、職場、いきいき市民活動センター等で対応)。

特に問合せ等の反応がない借受者等に対しても連絡を取るなどして、引き続き、返還免除手続の丁寧な説明と相談応対に努めていく。

第20回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

平成30年12月17日に開催された「第20回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、以下の報告事項について報告し、了解された。

報告事項

(1) 奨学金返還事務の取組状況について **資料1**

事務局から**資料1**により報告を行い、了解された。

第20回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成30年12月17日

○事務局（土井部長）

定刻となりましたので、ただいまから、第20回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましても、12月もあと2週間ということで、年の瀬も迫っておる大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。

改めまして、この委員会につきましては、既に御承知のとおり、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的といたしまして、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき、設置したものでございます。

このため、当委員会の会議を原則公開とし、傍聴席も設けておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、お手元に配布しております委員会資料のうち、参考資料として添付しております第19回委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に藤原委員長に御了解いただきましたので、私ども、人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。この点も御了承よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行につきまして藤原委員長、よろしくお願いいたします。

○藤原委員長

では、始めさせていただきます。

最初に本日の委員会につきまして、定数4名中4名の委員が出席されており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条3項の規定により、定足数である過半数を超えておりますので、会議が有効に成立していることを確認いたします。

それでは議事に移りたいと思います。本日の議事につきましては、事務局から報告事項が1件あります。奨学金等返還事務の取組状況について、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局（伊藤課長）

事務局を務めております人権文化推進課事業調整担当課長の伊藤でございます。よろしくお願いたします。失礼いたしまして、着席にて御説明を申し上げたいと存じます。

それでは、お手元の資料の1ページ、資料の1というものを御覧ください。

奨学金等返還事務の取組状況につきまして、平成30年9月末日現在でまとめたものでございます。これは平成29年度返還年度分、つまり平成29年10月1日から平成30年9月30日までの1年間の取組状況のまとめということでございます。

まず「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」についてでございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」という表形式のものを御覧ください。

この表の見方といたしましては、左から2番目の「①借受者」の欄の人数、これが借受者の総数1,404人の方でございますけれども、これを母数といたしまして、その返還手続の状況を人数ベースでまとめたものでございまして、右に向かいまして「②返還猶予」、「③返還免除」、そして「④返還請求」の別に、この1,404人の状況をまとめてございます。また、この「④返還請求」の状況を「返還済み」と「未返還」とに分けまして、さらに「未返還」を「滞納」と「滞納なし」の別にまとめた表となっております。

この借受者1,404人の具体的な状況でございますが、まず「②返還猶予」は御覧のとおり0人の方でございます。平成29年度返還年度分につきまして、猶予の決定を受けた方はいらっしゃいませんでした。

次に、「③返還免除」は1,201人、全体の85.5パーセントとなっております。具体的に申しますと、平成29年度に免除決定を受けられた方、それから平成28年度以前に平成29年度返還年度分を含めて免除決定を受けておられる方の合計でございます。

この返還免除の状況の推移について、若干御説明を申し上げますと、4年前、平成25年度返還年度の終了いたしました26年9月末の時点では、返還免除の方は1,270名、90パーセント程度いらっしゃいましたが、これは第12回の委員会で報告した内容でございますが、この翌年、27年9月末時点では、約100名減って1,163人となりました。率にして約7ポイント減の83パーセントとなったところでございます。

これは、平成26年度返還年度に多数の借受者の方の5年の免除期間が明けたところございまして、それに伴う再判定を行ったことに伴い、一定数の方が非免除、返還に転じられたことによるものでござい

ざいます。

その後は、返還中の方が、扶養親族の増などに伴いまして免除基準に該当することとなり、返還免除に転じるなどいたしまして、毎年、若干のこの返還免除の増加というものがございまして、その後は、おおむね84～85パーセント台で推移をして現在に至っているところでございます。

次に「④返還請求」でございしますが、203人、全体の14.5パーセントとなっております。 「返還猶予」又は「返還免除」のどちらにも当たらない方でございます。こちらが、先ほどの「返還免除」と表裏の関係にございまして、4年前、平成26年9月末時点では130人、9.3パーセントであったものが、翌27年9月末時点では238人、17パーセントに上昇いたしまして、その後は若干減少いたしまして、現在に至っておるところでございます。

右側に移っていただきまして、この返還請求の内訳でございしますが、まず「返還済み」の方が187人、返還請求対象者の92.1パーセントでございます。

表の下注1を御覧いただけますでしょうか。「返還済み」とは、奨学金の全額を返還された方、また平成29返還年度分までを完納されていらっしゃる方となっております。

次に、「未返還」でございします。これは、平成29返還年度分につきまして、まだ返還が完了しておられない方でありまして、このうち納付期限の9月末日までに納付がなく滞納となっている方が16人、返還請求対象者の7.9パーセントとなっております。

この滞納の状況の推移につきましては、母数となる「返還請求」の人数が大きく増加をいたしました平成26返還年度に、滞納の人数も若干増えたところがございますけれども、その際にもこの返還請求の対象者に占める率としては下がっておるところでございまして、平成27年9月末時点では67人、約28パーセントの方が滞納という状態にあったものが、その後は、平成28年9月末には35人で16パーセント、昨年9月末では22人で約11パーセントと、一貫して大きく改善をしております。

次に、表の下注2を御覧ください。この表に記載の滞納者16人の方につきましては、平成29返還年度から新たに滞納となられた方であり、このほかに、現在は免除の適用を受けていらっしゃいますけれども、過去の滞納分がまだ残っておりまして、これを分割で返還中の方がお二人おられますので、実際の滞納者の数は、これらを併せた18人となっております。

次に、注3を御覧ください。表に記載の滞納者16人の取組状況でございしますけれども、「返還金未納付」、つまり返還をしていただくことについて同意をいただいているものの、まだ返還金の支

払をいただけていない方が15人、所在不明の方がお一人という状況でございます。

その下の「返還協議未了」といいますのは、返還手続を行うことに同意が得られない、又は申請予定があるものの申請に至っていない方を指しますけれども、今回はいらっしゃいませんでした。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」につきましては以上でございます。

次に、「(2) 督促、催告の実施状況」について御説明を申し上げます。

これは、前回に御説明したところから少しおさらいをしたいと思いますけれども、前回、平成28返還年度が終了いたしました昨年9月末日の時点で、滞納のある方が22人いらっしゃいましたが、その後、本年3月末日の時点で一人まで減少したということを、前回の第19回管理委員会におきまして御報告を申し上げたところでございます。今回は、このお一人に対する催告の実施状況を御報告するものでございます。

督促と催告につきましては、資料の末尾、7ページに「参考2 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール」をまとめてございます。表2にまとめておりますように、新規滞納者の方に対しまして、履行期限から3箇月経過後の12月に督促を行い、その後、3箇月ごとに催告を行うというサイクルとなっております。今回は、この表の中には納まっておりませんが、本年6月に行いました、平成28返還年度分に対する履行期限経過後、2回目の催告の状況を御報告するものでございます。

それでは資料の1ページにもう一度お戻りいただけますでしょうか。先ほどの1ページ中ほどの(2)でございます。「ア 新規滞納分」について説明を申し上げます。

先ほど申し上げました滞納のあるお一人は、昨年9月末日の履行期限が経過をして、新たに滞納となりました平成28返還年度分の滞納者でございます。この二つ表があるうちの上の表は、この方に対して6月1日付けで催告を行い、その後、返還手続に応じていただいたことを示しております。そして下の表は、その応じていただいた返還手続としては、滞納金を完納していただいたことを示すものでございます。

次に、「イ 継続滞納分」でございますけれども、平成28返還年度以前からの滞納は、前回の委員会で御報告いたしましたとおり、本年3月末日の時点で解消しておりますので、催告の対象者はいらっしゃいませんでした。

次に、資料をおめくりいただきまして2ページにお進みください。「(3) 今後の裁判手続対象者の見込み」についてでございます。

裁判手続の対象となる要件でございますけれども、滞納金額が50万円以上であること、あるいは

1年以内に消滅時効を迎える債権を滞納していること、これが要件となっておりでございますけれども、本年9月末日の時点では当面、そのような要件に当てはまる見込みの滞納者は生じないという見通しとなっております。表の記載も全て0人となっております。

続きまして「(4)平成29返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」、こちらが件数ベースでございます。

まず、表の下の注の部分を御覧ください。この表では、平成29返還年度、昨年10月から今年9月までに、返還の猶予、免除又は返還請求のいずれかを行う必要がある債権の件数と金額を示したものでございます。冒頭に御説明を申し上げました人数ベースとの違いは、既に全額を返還済みの方や死亡などで全額免除となった方、つまり返還手続が完了していらっしゃる方については、先的人数ベースの表には反映がされておりますけれども、この平成29返還年度の表では入らないという点でございます。

この平成29返還年度につきまして、表を御覧いただきますと、左から2番目、「対応件数」、つまり「返還猶予」、「免除」、「返還請求」のいずれかを行う必要のある総件数は1,682件、金額にして1億2,582万2千円となります。高校と大学の二つの奨学金を利用されている方については2件とカウントしてございますので、件数は人数よりも多くなっております。右隣の「返還猶予」につきましては、平成29返還年度分において該当はございませんでした。

次に「返還免除」、平成29返還年度分について免除決定をした件数でございますが、1,477件、金額にして1億1,056万円でございます。これには、今年度返還免除を決定した方だけでなく、過去に免除決定を行い、平成29返還年度も免除期間中である方の件数、金額も含まれております。この返還免除の全体に対する構成比は、件数で87.8パーセント、金額で87.9パーセントとなっております。

次に「返還請求」でございますが、205件、金額にして1,526万2千円でございます。件数で12.2パーセント、金額で12.1パーセントの構成比となっております。この返還請求の内訳につきましては、「収入」が186件で1,448万3千円、「未収入」が19件で、77万9千円となっております。

次に、表の下に「返還免除の内訳」を記載してございます。返還免除につきましては、「死亡・障害」といった事由につきましては該当がなく、1,477件全てが「所得が基準以下のため」による免除となっております。

次にその下、「履行期限の延長の状況」についてでございます。「履行期限の延長」とは、所得は免除基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当しないものの、そのため返還免除にはならないものの、経済的な負担に配慮をいたしまして、総返還金額は変更せず、返還期間を延長することによって、1年当たりの返還金額を最大で半額にする措置を取っているものでございます。この「履行期限の延長」の件数は、返還請求205件の内数で、所得が基準以下のためが50件、39人となっております。

続きまして、資料の3ページにお移りください。

「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」の平成29年度決定分、いわゆる一律免除の状況についてでございます。一律免除の決定は、各年度末に行っておりまして、また前回御報告いたしました内容から、この間、死亡による全額免除の事案などもございませんでしたので、数字は前回の委員会で御報告したものと同じものとなっております。そのため、詳細の説明は割愛させていただきたく存じますが、(1)に記載の免除対象の総額18億3,403万5,630円に対しまして、(3)に記載のありますとおり、現在は16億179万2,805円の免除決定の処理が済んでおるところでございます、全体に対する率が87.3パーセントとなっております。

続きまして、資料をおめくりいただきまして4ページにお進みください。

「参考1 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況（平成30年9月末日現在）」の表でございます。このうち、4ページが「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」の表でございます。これは先ほど2ページの(4)で御覧をいただきました平成29返還年度分の免除猶予返還請求の状況、この表で御報告いたしました内容の過去、平成19年度から平成28年度までのストックの情報を一覧にしてまとめたものでございます。この表は、一番右の未収入の欄に変動がございまして、前回の委員会で御報告しました内容からは、滞納の解消に伴いまして、一番右の未収入の欄の数値が減少をし、隣の収入の欄にシフトしていく部分、この部分の変更がございまして、この一番右の未収入の継続的な滞納に当たるものは、現在8件、22万8千円まで減少してきておるところでございます。

続きまして、資料の5ページ。これまでの返還猶予及び返還免除の件数の事由別・年度別の内訳を記載している表が二つ並んでございます。こちら、前回の委員会までは、表形式ではなく並べておったんですけれども、今回の委員会から体裁を変更いたしまして、表形式で御覧をいただけるように、

まとめ直しておるところでございます。御覧いただきますと、全体として猶予などの件数が減ってきている状況などが御覧いただけるかと存じます。また、返還免除の状況につきましては、一貫して所得が基準以下という基準に該当される方が推移してきているということが御覧いただけるかと存じます。

続きまして、6ページの2、平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況でございます。条例に基づく一律免除の状況につきましては、過去の平成19年度から28年度までの数字をまとめたものでございまして、上の(1)の表が一律免除、下の(2)の表が死亡による免除の状況となっております。こちらも、前回の委員会で報告した内容から特に変更点はございません。

資料1の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○藤原委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か質問等はございますでしょうか。

○木田委員

よろしいでしょうか。

○藤原委員長

はい、木田委員お願いいたします。

○木田委員

また今回も色々と御丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。御説明をお伺いすると、色々と制度に対する理解も進んできたかと思ひまして、全体的な滞納率等も減少していくという理解でよろしいかと私は思っております。もし今、情報をお持ちだったら教えていただきたいんですけど、全体の奨学金自体の今、残高がどのようになっている、あとこのような形でのいわゆる御対応がどれぐらいの期間、事務の手続が続いていくかというところを、もしお分かりであれば教えていただき、かつまた、その中で課題等々あれば併せて御説明いただけたらと考えております。

○事務局（伊藤課長）

はい、ありがとうございます。奨学金全体の事務の進捗状況についてでございます。

まず、奨学金返還事務の全体像でございますけれども、返還対象となる平成19年度以降の返還分の奨学金、こちらが総額で約40億3千万円でございます。そして、これが平成12年度以前に返還の始期を迎えたいわゆる一律免除分、こちらにつきましては、先ほど御報告いたしましたように約18億3千万円ございまして、そして平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権が約22億円でございます。

まず一律免除分、18億3千万円に対しましては、先ほど資料の3ページのところで触れましたように、18億3千万円のうち、約16億円が手続が完了しておるところで、こちらの進捗率は、金額ベースで87.3パーセントとなっております。

この一律免除の事由につきましては、平成12年度以前に返還の始期を迎えておるものになりますので、もう20年を迎える債権というのが出てきておるわけでございますけれども、ただ返還猶予の関係で、返還の始期、実際はその返還期間20年の計算が、12年より後になるケースがございます。その関係で、この一律免除の事務自体は、今後、平成38返還年度分の免除、これは、実際には、会計年度でいいますと平成39年度に免除の決定をする予定でございますけれども、ここで完了をするという見通しとなっております。

次に、返還請求を行う平成13年度以後に返還の始期を迎えた22億円の進捗状況でございますけれども、こちらにつきましては、資料の4ページに一覧表があると思っておりますけれども、こちらが過去のストック情報。それと、資料の2ページの平成29返還年度の状況。こちらの合計をしていくわけですが、この合計をいたしますと、平成29返還年度までに免除が約12億3,200万円、返還請求が約1億3,800万円となっております。合わせますと、端数の関係で約13億6,900万円となりますけれども、この13億6,900万円が、総額22億円に対しましては約62.2パーセントといった金額となっております。ですので、こちらの13年度以後の返還請求分に関しましては、金額ベースで6割強の進捗率となっております。

返還請求分につきましては、今後の免除、猶予、履行期限の延長といった事情で、残りどれぐらいの期間で事務が終了するかということにつきましては、そういった事情の変化で左右をされることとなりますので、現段階で明確な終了時期をお示しすることはできないものでございますけれども、現時点の状況に即して申し上げますと、最終の返還年度は西暦で申しますと2044年度、平成で申し

ますと、平成56返還年度の終了というのが直近の状況でございます。

まだ20年以上、この今の条件に照らせば20年以上ということでございますので、やはり課題を挙げれば、引き続き借受者の方に御理解をいただきながら、丁寧に御説明申し上げて、着実に返還手続を進めていただく。そのような中で、やはり実際に窓口は、連絡対象者となっていられっやいます借受者の親御さんの方が多くございますけれども、やはり長い返還事務となつてまいりますので、御高齢などによって、御本人の方に、連絡などの移行を図っていくというケースが今後増えてまいると考えております。そういったところで、人権上の配慮も必要なものでございますので、慎重かつ丁寧に対応して、トラブルになるようなことのないように、スムーズな事務の進捗を図っていくということが引き続き課題であろうと考えておるところでございます。以上でございます。

○木田委員

ありがとうございました。

○藤原委員長

ありがとうございました。

ほかに、御質問等はございますでしょうか。玉置委員、お願いします。

○玉置委員

先ほどの御質問に対して、非常に丁寧な御説明いただきまして、理解がよくできました。本当にありがとうございます。

その中にありまして、先ほどの説明にもありましたように、5年免除の再判定というものが来年到来すると。で、今後において先ほど御説明ありましたように、さらにこれから20年以上、対応していく中で、何度かそういう機会がやっつてまいりますよね。その中で、先ほどもありましたように、26年度のときにも再判定すると、色んなものが改善はしつつも、また課題が出てくるというような時期がありまして。前回は御質問したと思うんですけども、この返還請求の中にあるその未収金、この率が非常に、年々、年々減少してきています。そのことにおいては、債権管理上様々な償還を可能にしていくようなルールというものが、今後まさに改善もされ、それにのつとつてやっつてきていただいた結果だと思ひまして、その部分は知つて理解ができるわけですが、このほかにも、やはりこ

の借受者から償還をしていくこと、返還をしていくということにおいて、未収金が減っていくため、減っていくに向けての要因というのでしょうか、これがすごく理解が進んだのかということとか、あるいは何かほかの要因があって、ここの辺りがスムーズにいつているのかというのを一つ確認しておきたい、これはまあ確認なんです。

それともう一点は、今ありましたように、この債権管理をしていく中で、この保証人の方の高齢化。これは毎回、非常に心配になるんですけども、もう今既に引きかけているんだろうと思いますけれども、来年のこの再判定のときに向けて、あるいはまたその5年先に向けて、これは個別に丁寧に説明をし、理解も得て、そして必要な対応をしていくというお話ではあるんですけども、この辺りで、何かこう基準となるようなものというんですかね、御高齢の方がどういうときに、どのように個別に対応していくのか。あるいは、その償還事務のときに、今まで様々なことをルール化してきたように、こういう高齢化に向けての対策というのものも、何かこう基本的なお考えがあるのか、その辺りについてお伺いできればと思います。先ほどおっしゃった人権上の配慮というのもの、一つかなと思います。

○事務局（伊藤課長）

まず先生の御質問の1点目、未収金をこれまで減少させてきた要因、また今後、未収金を生じさせていけないような工夫という点でございます。

未収金の減少のまず要因、これまで未収金でも大きく減少してきておるところでございますけれども、こちらのやはり大きなところは返還訴訟が終結をしたというところで、返還事務に対しての御理解というものが、また返還の事務の期間をもう10年を数えるまでになってきておりまして、返還に対する借受者の方々の御理解というのを、この間、着実に得ることができてきたというところが最大かと感じます。

そういう意味におきましては、今後5年の免除が終わりまして、やはり借受者の皆様方も収入がだんだん上がってまいりますと、免除基準に該当されない方というのが出てまいります。平成25年返還年度のときも先ほど少し触れましたが、100人ほど新たに返還される方が生じたということですので、次の31年度にも、やはり一定数の方が返還に転じられる。そういう意味では、これまで免除だったけれども、新たに返還をするということについて御理解をいただかなければならない方が、一定出てまいるということになりますので、そういった方が滞納にならないようには、いったん返還手続を御説明申し上げているんですけども、やはり今一度、その返還をしていただく制度変更の点

でありますとか、なかなか御納得いただけない方がいらっしゃるとしても、その点については真摯に御説明申し上げて、返還について御理解いただくのと、それから後、返還の計画、経済的な御事情でありますとか、御家族の状況でありますとか丁寧に聞き取りまして、確実に返還いただけるように、ここも丁寧に話をしていくという以上にはなかなか申し上げにくいところではございますけれども。

あとは、お支払の意思がありましても、例えば口座振替を御利用いただいて確実にお支払いいただけるようにするであるとか、大変な時にきめ細かく、速やかに連絡を取って、「いかがされましたか」というような状況を確認いたしましたりとか、そういったところで、これまでも行ってきたところでございますので、そういったところを引き続き取り組んでいくということになろうかと思えます。

また、実際に借受者対応をしております推進担当からも少し御説明を申し上げたいと思えます。

○事務局（森課長）

推進担当の森といいます、どうぞよろしく申し上げます。今御質問がありました高齢化の対応について御説明をさせていただくんですけれども、今、やはり非免除になられる方の中で、御両親とか、連絡対象者とか保証人さんが対応していただいているケースというのが大体8割以上あると思うんです。

今おっしゃってましたように、やはり徐々に高齢化されてきておりますので、そういった中でどういった対応をしていくかというのが非常に課題にはなってきておまして。そういった中で非免除になられた方に関しては、実は原則、私どもはその対象者の方と面談をさせていただいて、その中でどういった方向で御返還いただくのかということをお話をさせていただいて、その後も、非免除になりますと毎年、毎年判定をしていくこととなりますので、その中で家族状況に変化がないとか、御両親とか、実際にお支払いいただいている方の収入状況がどうであるとか、そういったことも含めて面談なり、お電話での確認なりというのを実施しております。

そういった中で、一方でこちらからとしても、今なかなか晩婚化が進んでおまして、単身、お一人だと免除にならないけれども、例えば御結婚されるとか、お子様が生まれるとか、そういった家族構成に変動があった場合、免除できるケースもございますので、そういったことも含めて、丁寧な御説明をさせていただいて、何か変化があったら、細かいことでもいいのでこちらに連絡が欲しいということをお伝えして、それを繰り返すことによって、一定、その相手さんから連絡も入ってくるよう

にもう今はなっておりますし、またそういったときにはこちらから出向いて、またお話をさせていただき、免除にできる場合は免除決定をさせていただき、残念ながらできない場合は、引き続きお支払ということになるんですけれども。

そうした中でやはり今、御両親もそろそろ年齢的には定年なりでリタイアされる年齢になってきておられまして、一方ではその借受者の方が、御収入が、だんだん年齢が30歳後半ぐらいに差し掛かっておられますので、収入が増えてきてるといようなことで、御両親から「もうそろそろ本人に代わってくれ」という話を、「一回説明をしてやってくれ」といような申出がある場合もございますので、そういった場合に、徐々にではありますけれども、緩やかに御本人対応に移行してるといようなケースもございますので、そういったことも含めて、記録に残して、今後の対応に生かしているといような状況になっております。以上です。

○藤原委員長

ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。

○宮川委員

ちょっと私から細かいような話で、ちょっと不勉強で教えてくださいという部分もあるんですが、資料1の5ページの下です。一番下で、履行期限の延長の状況と御説明いただいているところで、返還請求の205件のうち50件、人数で39人と、そこそこの割合を占める数が、この履行期限の延長ということで説明されております。

それで先ほどの説明を伺ってますと、生活保護基準の1.5倍以内というのは満たさないという場合で、必要によって期間を延長するんだという御説明だったと思うんですけど、ちょっとこれの理解が私、十分ではないところがあって、具体的に期間を延長するといのはどのようにするといことなのかということと、どういうところに、これは、もし分かればいいんですけど、ちょっと、ざっと見て、あんまりどこに根拠があってやられていることなのかということも併せて教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（伊藤課長）

ありがとうございます。履行期限の延長についてでございます。この履行期限の延長の状況、確か

に205件中、50件ということで、率にして24.4パーセント程度になってございます。これも少し推移のことを申し上げますと、平成25返還年度、前の再判定の前の段階では、まだ猶予の方が多かったというのもございまして、10パーセント程度でございました。この平成26返還年度以降、2割超といったような率で推移をしております、だいたい26返還年度で22.7パーセント、その後が24パーセント、25パーセント程度、25パーセント前後で推移をしておるとというのが現状でございます。

この履行期限の延長なんですけれども、そもそもの制度の経緯につきましては、この履行期限の延長というのは、第1回の監理委員会におきまして御了解いただいたところでございまして、この奨学金返還事務の経緯にも関わるんですけれども、元々自立促進援助金という制度を使って、実質給付という形で御説明を申し上げ、貸与してきた制度を返還をしていただくというように変更したという経緯がございます。

そこで、その履行期限の延長につきましては、この奨学金制度の変更がなければ、奨学金の返還を求められることはなかった方、具体的には所得が旧自立促進援助金の支給基準額、それ以下である方について返還の負担を緩和するために履行期限の延長という形で御負担額を軽くするといったようなところで設けたところでございます。これを起因としてまとめまして、第1回の監理委員会でお示しをし、御了解いただいて運用をしておるところでございます。以上でよろしかったでしょうか。

○宮川委員

具体的な延長の中身というのは。

○事務局（伊藤課長）

延長の中身、これは期間を延ばして金額を半分にするということでございますので、例えば年間10万円の返還をされる、返還計画上、年間10万円という方がいらっしゃいましたら、それを半額の5万円というようにして、2年に分けて返していただくというような格好でございますので、この履行期限の延長を5年間とすると、年間5万円を5年間25万円ということになりますので、本来ならば2年半分の返還を5年かけてしていただく。履行期限の延長が10年続けば、5年分の返還を10年かけてしていただくということになります。

そういう関係で、実際、返還期間が、そういう意味では元々20年分割でやっておりますので、理論上は最大40年まで延ばすことができると。ただ、もちろん最初から全期間履行期間の延長でいけば40年掛かるわけですがけれども、例えばその途中からでありますとか、という形で、一定、その最初の5年間は免除で、次に非免除に転じられたけれども、次は履行期限の延長という形で次の5年間はいかれてと、そういう形で、状況が変わってまいりますので、丸々、20年全部、履行期限の延長で40年間というケースが一般的なわけではございません。どちらかという、免除を受けられた方が非免除に転じられて、そこでもう、やはり所得が一定以下であるので履行期限延長を利用して、少し延ばしてというような形です。ただ、これも5年に1度の再判定を行っておりますので、再判定によって、所得が延長の基準に該当しなくなれば通常の返還計画にお戻しいただく。あるいは、また履行期限延長期間中に免除に転じられて、また免除に戻るといったようなこともございますので、そういう形で動いていくものでございます。

○玉置委員

先ほどちょっとお聞きするのを忘れてたんですが、もう1点、所在不明の方が、時折ですけれども、このように発生しているんですが、この所在不明の方の場合は具体的にどのような所在確認をなさったり、あるいはこの方々が最終的に所在が判明しない場合には、最初は消滅という形で、時効というんですか、そちらに掛かっていくんでしょうか。その辺りの対応を聞かせていただきたいのと。

最後になりますけれども、借受けの方、それから親御さんである保証人の方、この方々の生活事情に十分配慮した対応というのは、先ほどお聞きして、私自身これまでの流れも認識したんですけれども。やはり債権管理という意味では、ルールを適切に、今までも協議してこられたと思いますし、この所在不明の方の分、私はちょっと十分承知してなかったもんですから、教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（森課長）

所在不明の方について御説明差し上げます。まず今、所在不明の方が1名いらっしゃるということで数字が上がっているんですけれども、できる範囲内で具体的に説明させていただきます。

所在不明というのは色んなケースがございまして、今の方は海外に行っておられまして、国内の住民票とかがないという状態で、御本人さんとまず連絡が取れないというような状況になっておりまし

て、そうした場合に条例上、免除ができるという規定があります。私どもとしては、日本に戻ってこられると、また住民票の手続きをして、住民票ができるという状態になるので、そういったことを1年に半期ごとに2回実施してまして、その結果、今、現状では日本国内には戻ってきておられないというような状況になっております。

ですので、年度が終了した段階で、その年度の、前年度ですから、今回でいったら30年の9月末現在所在が不明やということですので、それが確認でき次第、できた段階で平成29年返還分の1年分を免除をさせていただいて、また、今まだ戻ってきておられないので、また次でしたら4月、9月というように住民票とかを確認したうえで、なおかつ所在が、こちらに戻ってきておられない段階だと、前1年分を免除させていただくというような制度で行っております。今、現状は1件ですので、そういった形になっております。

○事務局（伊藤課長）

若干、補足を申し上げますと、所在不明の免除といいますのが、奨学金の返還事務取扱要綱というところに具体的な基準がございます。お手元の例規集で申し上げますとその3番になろうかと思えます。地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱、この1ページ目の一番下、第5条というところに、所在不明による返還の免除というところがございまして、免除自体の根拠は条例にございますけれども、この長期間、所在が不明となったために返還することができなくなったというように認める基準が、5条の1項1号、2号という規定がございまして、借受者の所在が3年以上継続して不明であることというのが、所在不明による免除の条件となっております。この、今回上がっております1名の方というのが、この3年以上に該当するというので、免除に該当するというものでございます。

○玉置委員

ありがとうございます。

○藤原委員長

ほかに御質問ありますでしょうか。ないようですので、報告案件については以上でございます。

せっかくの機会でございますので、全体を通じまして、何かお気づきの点などがございましたら、その御意見等、よろしく願います。何かございますでしょうか。

特にないようですので、それでは事務局から、最後に御報告や連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○事務局（土井部長）

すみません。ありがとうございました。

来年度、5年ごとの再判定ということで、また900人の方の再判定をさせていただくこととなります。我々としましても、来年度に向けまして、特にこの奨学金の難しさというのは、実際に、借受者と親御さんという二つの当事者がいらっしやいまして、特に御本人が奨学金のことをご存じでないという部分で、軸としましては、この両者の軸のバランスをどう取っていくかということなのです。基本的には今まで親御さんを中心にお話をさせていただいて、それで親御さん、基本的状況とか家庭状況というのをベースにしながら返還事務をしてきたんですけども、これからは、親御さんが御高齢になりまして、仕事も辞められて、年金生活ということで、だんだんと御本人に今、シフトをしていくということになってきます。我々としましても、御両親ときめ細やかに推進担当を中心に話をさせていただきまして、段階的に御本人に引き継ぐというような事務の作業もしてきておりますので、こうした部分につきましては、今後も、先を見据えながら丁寧にさせていただきたいなと思っております。

来年、900件ということで、また色々な形で委員の皆さんには御相談させていただくことがあろうかと思っておりますけども、我々ももっとしっかりとその部分については取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、本日でございますけども、委員会の議事録につきましては事務局で案を作成いたしまして、委員長に御確認いただいたうえで公表をさせていただきたいと考えておりますので、御了承、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また次回の委員会でございますけども、緊急の案件がなければ、来年6月頃の開催ということで予定しております。日時等につきましては、改めて御調整をさせていただきたいと思っております。

また議事の内容につきましては、平成30年返還分の取組状況の御報告、それと、次の再判定、そうした部分についての御報告になろうかと予定をしておるところでございます。

それと現在の委員の任期についてでございますけども、来年3月までということになってございます。今回、3期6年にわたって委員を務めていただきました藤原委員長におかれましては、今期をもって退任ということでございます。藤原委員長におかれましては、この当該の債権管理事務につきまし

て、6年の間、様々な形で透明性、客観性、公平の確保という部分の中で様々な御意見、御指導いただきましたことを誠にありがたく、厚く御礼を申し上げます。今後も京都市全般の市政の推進にも御理解、御協力を賜りますよう、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは藤原委員長、御退任に当たりまして一言御挨拶いただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○藤原委員長

6年間ということで、本当にお世話になりました。当初、何も分からないところから始まりまして、ようやく理解できてきたかなというところで、この退任ということで少し心残りがございますけれども、引き続き、続けていかれる委員の皆様を引き継いでいきたいと思っております。委員の皆様、事務局の皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○事務局（土井部長）

6年の間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

そうしましたら、以上をもちまして第20回の委員会については終了させていただきたいと存じます。

本日はどうもありがとうございました。

（終了）